

入院案内

社会医療法人 康和会



札幌しらかば台病院

SAPPORO SHIRAKABADAI HOSPITAL

<目次>

1. 各種手続きについて	P1
2. 入院時の携帯品について	P2
3. 面会について	P3
4. 病院での過ごし方	P4
5. お守りいただきたいルール	P5
6. 病棟を移って頂く患者様へのお知らせ	P6
7. 患者様の権利・擁護とお願い	P7
8. 安全な入院生活を送るためのご協力とお願い	P8~10
9. 職員の刺し傷事故に伴う感染症検査に関するお願い	P11
10. 「限度額適用認定証」のご案内	P12
11. 個人情報保護に関するお知らせ	P13~14
12. 施設案内	P15

1. 各種手続について

■入院手続き

- ・入院手続きは、1階受付カウンターでお願いします。
- ・下記書類の提出をお願いします。
 - ①「入院申込及び誓約書」
 - ②「日常生活サービス品費同意書」
 - ③「入院をご予約された方へ」
- ・健康保険証(含むマイナンバーカード保険証)、診察券および、お手持ちの介護保険証、各種受給者証、障害手帳、医療券(生活保護で入院の場合)をご提出下さい。
- ・いつも服用している「処方薬(内服・外用)」と「お薬手帳」を持参して下さい。入院される病棟のナースステーションにて確認させていただきます。
- ・労災、交通事故など特殊な給付を受けられる患者様、ドナーカードをお持ちの患者様は必ずお申し出下さい。
- ・差額ベッド利用希望の方は事前にお問合せ下さい。
※特別室5,500円、1人部屋3,300円(3階のみ)、2人部屋1,650円
- ・入院期間中の駐車はお断りしております。

■毎月の手続き

- ・入院手続きの際にご提出いただいた各保険証類は、月に1度確認させていただきますので、毎月25日頃までに1F会計窓口へご提出下さい。
また、入院中に保険証類の変更がありましたら、会計窓口にご連絡下さい。
- ・入院費用^{*}の精算については毎月末に締めて、翌月11日頃からお渡しします(休日等の関係で前後する場合があります)。病院の診療時間内に、1F会計窓口にて支払いをお願いします。
※入院費用～診療費用及び日用品等の費用
- ・お支払いは現金の他、各種クレジットカード(JCB、VISA等)、コンビニ払い、口座振替でも支払い可能です。

■退院時の手続き

- ・退院の際は1F会計窓口で入院費用精算分の支払いをお願いします。

■費用に関するお問い合わせ

- ・各種費用に関するお問い合わせ、ご相談がありましたら、1Fの会計窓口あるいは地域医療連携室でお伺いしております。

2.入院時の携帯品について

■携帯用品

- ・下記の日用品は病院にて用意しておりますので、最低限のご持参品のみ準備をお願いします。

■ご持参品例：

洗面具一式（歯ブラシ、歯磨き粉、うがいコップ、洗面石鹸）
電気カミソリ、湯呑み（割れないもの）、ティッシュ、下着、
シューズ(履き慣れたものをご用意下さい。転倒防止のためスリッパは
お避け下さい)

☆コイン式の洗濯機、乾燥機を各病棟に備え付けていますので、
ご利用ください。（洗濯機1回200円、乾燥機30分100円）

- ・パソコン、タブレット等の電子機器や各種電気器具の持込は、
あらかじめご相談下さい。

■病院で購入いただく日用品

- ・日用品～1日あたりの料金です。

品目	主な具体例	料金(税込)
病衣	パジャマ	132円
タオル類	各種タオル、食事用おしぼり	198円
スキンケア用品	清拭用品、各種ソープ、リンスインシャンプー	242円
床頭台・テレビ使用料	セーフィングス・床頭台・テレビ	121円
整容用品	顔ふき用おしぼり、消臭剤、フェイスリフト	110円
口腔ケア用品	舌ブラシ、口腔スプレー、入歯洗浄剤	143円
感染防止用品	マスク、消毒剤、除菌ウェットティッシュ	44円

☆冷蔵庫使用料は1日あたり110円(税込)です。

- ・紙おむつ～ご使用が見込まれる枚数をご購入いただきます。

種類（当院規定製品）	料金(税込)
紙おむつ（テープ式）	220～275円
紙おむつ（パンツ式）	220～242円
各種パット（尿取り、軟便）	55～220円

■売店

- ・3Fの院内売店にて日用品等を扱っております。

営業時間（平日※・土曜日）：10時～14時

※病院休業日は除く

3. 面会について

- 現在、面会については感染防止のため制限させていただいております。
面会をご希望される方は、予約制となっておりますので、事前にお電話にて申込みをお願いします。

連絡先：011-852-8866

■面会時

- ・面会の方は必ず、ナースステーションにお申し出下さい。
- ・病状の変化によっては面会をお断りすることがあります。

■ご家族等への病状説明

- ・院内に掲示しております当法人の個人情報の利用目的に従って、病院が必要と認めた方に説明させていただきます。

■部屋番号のお問合せ

- ・面会希望の方からの部屋番号のお問合せについて、回答を希望されない場合はあらかじめお申し出下さい。

■出入り口

- ・正面玄関は夜18時以降は閉鎖をしております。
- ・特別な事情がある場合は、夜間出入口のインターホンを押して、夜間出入者記録簿にご記入をお願いします。

4.病院での過ごし方

■食事

- ・食事は基準給食を行っております。
（朝食8時頃、昼食12時頃、夕食18時頃）
- ・治療食の患者様は病院食以外を許可なく飲食しないで下さい。

■入浴

- ・必ず主治医、看護師の指示により、定められた時間内に入浴して下さい。

■消灯時間

- ・消灯時間は21時です。消灯時間以降の雑談等をご遠慮下さい。

■ネームバンドの装着

- ・当院では、手術、検査、投薬、輸血などにおける患者様の誤認防止に役立て、安全に確実な入院治療を提供するために、入院患者様にネームバンドの装着をお願いしています。

■身の回り品の管理

- ・病院は多数の方が出入りしまするので、事故防止のため、現金は日用品を購入する程度にとどめ、貴重品をお持ちにならないで下さい。
- ・ベッドに備付けの床頭台にセーフティボックスを設置してありますので、ご利用ください。盗難等についての責任は負いかねます。万が一、ボックスキーの破損・紛失時は実費負担をお願いすることとなります。
- ・眼鏡、義歯、補聴器等は、紛失・破損を防ぐためケース等の準備をお願いします。管理はご自身でお願いします。

■通信手段

- ・携帯電話、スマートフォンは心臓ペースメーカー、医療機器等の誤作動の原因となりますので、通話やメール、通信を伴うアプリの使用は所定の場所でご使用下さい。
- ・外線からの電話はナースステーションにてお取次ぎします（お取次時間:9時～20時まで）。長電話をご遠慮下さい。
- ・公衆電話を1階・2階・3階に設置しています。
- ・郵便物は1階受付横にポストを設置しています。

5.お守りいただきたいルール

■入院費用のお支払い

診療費用および日用品費等については遅れがないようにお支払いをお願いします。

■他医療機関の受診

- ・入院中に、他の医療機関を受診する場合、もしくはお薬を取り行かれる際は、指定書類のご持参が必要となる場合があります。
必ずナースステーションまでお申し出下さい。

■外出・外泊

- ・外出、外泊は主治医の許可が必要です。看護師にご相談下さい。「外出・外泊許可証」にご記入の上、提出願います。

■火災・災害発生時

- ・万一、火災及び災害発生の場合は、関係職員の指示誘導に従って下さい。エレベーターは絶対に使用しないでください。
- ・階段や非常口の場所をあらかじめ確認をお願いします。

■禁止事項（迷惑行為等）

- ・患者様、ご家族様からの職員及び当院関係者への暴言・暴力・セクシャルハラスメント、いやがらせ（長時間にわたる不当な面談要求や執拗な説明要求、SNSへの書込等）行為は止めて下さい。
- ・患者様や当院関係者のプライバシー及び病院内における個人情報を守る為、病院内での写真撮影や録画・録音、及びそれらのSNSへの投稿は禁止です。
- ・病院を含めた施設敷地全域での喫煙、飲酒、賭博は禁止です。
- ・危険な物品の持込や病院設備の故意の破損は禁止です。
破損箇所の復旧費用は原則負担いただきます。

※守っていただけない場合は退院していただくことがあります。

必要に応じて一部音声記録・映像記録をさせていただいております。
病院内の安全確保のため、職員が病院関係者以外の方に声かけをさせていただきます。また、夜間は警備員が病院敷地内を定期的に巡回します。

6.病棟を移って頂く患者様へのお知らせ

当院では、原則として一般病棟にご入院頂いております。

その後、患者様の病状および回復に合わせた治療方針により、その機能に応じた病室に移動していただく場合がございます。

各病棟は、その機能に応じた入院費が、厚生労働省の基準により定められているため、病室の変更により自己負担額が増減する場合がございますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、1F受付までお問い合わせ願います。

電話（Tel011-852-8866）にて受付しております。

7.患者様の権利・擁護とお願い

当院は「患者の権利宣言（リスボン宣言）」を尊重し、患者様本位の医療の実現を職員全員でめざしております。

—患者様の権利—

1. 安全で適切な医療を平等に受ける権利があります。（良質の医療を受ける権利）
2. セカンドオピニオンや転院を求める権利があります。（選択の自由）
3. 自分自身に関わる自由な決定を行う権利があります。（自己決定権）
4. 意思に反する医療を拒否する権利があります。ただし、法が許容し倫理原則に合致する場合での例外的事例を除きます。
（患者の意思に反する処置・治療・行動制限）
5. 自分の情報を受ける権利と十分な説明を受ける権利があります。そのため、診療情報の開示請求を行う権利があります。（情報に関する権利）
6. 個人のすべての情報について秘密が守られる権利があります。
（秘密保持に関する権利）
7. 尊厳とプライバシーが守られる権利があります。（尊厳性への権利）
8. 健康教育を受ける権利があります。（健康教育を受ける権利）
9. 宗教的支援を受ける権利があります。

—患者様へのお願い—

職員との間に信頼関係を築けるよう、ご協力をお願いします。

1. ご自身の健康に関する情報はできるだけ正確にお伝えください。
2. 「説明と同意」にもとづく医療を行っています。説明がよく理解できない場合は納得できるまでお尋ねください。
3. 注射・点滴を受けられる場合は職員と共にご自分のお名前をご確認ください。
4. 感染防止のため病室へ出入りされる場合は入口に備え付けの消毒薬で手指の消毒をお願いします。
5. 転倒・転落の事故防止のため、歩行や立ち上がりに不安のある方は、ご遠慮なくお申し出ください。
6. 患者様やご家族の抱える社会的問題、社会復帰、医療費の負担、施設入所などの問題には医療ソーシャルワーカーを主体として地域医療連携室にて相談に応じています。その他、医療サービス全般、苦情、提案など、患者様や家族の方のご意見を尊重するため、患者サポートセンター、ご意見箱などを設けておりますのでご利用ください。
7. ドナーカードをお持ちの方は、担当医までお知らせ下さい。
8. 診療情報開示を希望される方、ならびにセカンドオピニオンについて説明を希望される方は、担当医までお知らせ下さい。
9. 他の患者様の治療に支障をきたさないように病院の規則をお守りください。

8.安全な入院生活を送るためのご協力とお願い（その1）

入院される患者さま・ご家族さまへ

～転倒・転落防止対策について～

入院中は住み慣れた環境とは異なり、転倒・転落事故につながる場合があります。転倒・転落事故は重大な精神的・肉体的障害を引き起こすだけではなく、転倒・転落により受傷すると、回復遅延や日常生活動作の低下など今後の生活に大きな影響を及ぼします。私たちは安全な療養環境を整備し、転倒・転落を防ぐため日々努力をしていますが、事故につながることもまれではありません。入院生活をより安全に過ごして頂く為に、下記のことについてご留意ください。患者様・ご家族様と共に協力しあって転倒・転落防止対策をとりたいと思います。ご協力をお願いします。

1. 歩きやすい靴

- 1) 履物は、ご自宅で使用している履きなれたものを用意しましょう。
- 2) スリッパなどかかとが入らないものはやめましょう。ヒールのあるものも身体が前のめりになり危険ですのでやめましょう。

2. ベッド上で生活するときの留意点

- 1) ベッドから身を乗り出して、棚や床に落ちたものをとらない様にしましょう。バランスを崩すとベッドから転落しやすく危険です。
- 2) ベッドのうえで立ち上がるのは不安定で危険です。
- 3) オーバーテーブルや床頭台はストッパーがないため危険です。寄りかからないようにしましょう。
- 4) お一人で動くのがむずかしい時、不安な時はご遠慮なく看護師をお呼びください。



8.安全な入院生活を送るためのご協力とお願い（その2）

3. 車椅子・歩行器・杖使用時の留意点

- 1) 車椅子に乗ったまま落としたものを拾わないようにしましょう。バランスを崩すと車椅子ごと転倒しやすく危険です。
- 2) 車いすから乗り降りするときや止まっているときは必ずストッパーをかけましょう。
- 3) 足台を上げてから車いすへの乗り降りをしましょう。足台に体重を掛けて乗り降りすると車いすが傾き危険です。
- 4) 歩行器につかまって立ち上がるのはやめましょう。ストッパーがないため、体重をかけすぎると危険です。
- 5) 杖は滑りにくい杖先のものを選びましょう。
- 6) 洗面台の周囲やトイレは床がぬれていることがあります。十分にご注意下さい。床が濡れていると杖先がすべって転倒の原因になります。



4. 夜間のトイレ

- 1) 夜間にトイレに行くときは、目が暗がり慣れるまで動かないようにしましょう。
- 2) 消灯前に排尿を済ませておきましょう。
- 3) トイレの使用中に気分が悪くなったり、ふらつきのあるときはいつでもご遠慮なく看護師をお呼びください。夜間・朝方の転倒事故発生比率が高くなっています。ご注意ください。



5. 点滴をされている場合

- 1) 点滴をしながら歩行するときは、廊下の段差や周囲のものにぶつからないようにご注意ください。
- 2) 点滴台はキャスターがついています。足を乗せたり、寄りかかるのはやめましょう。



8.安全な入院生活を送るためのご協力とお願い（その3）

6. 睡眠鎮静薬・利尿剤などを服用されている場合

- 1) 睡眠鎮静薬や利尿剤の種類によっては、その効果が身体に残っていて、眠気やふらつき、起き上がっても思うように歩けない事などがあります。
- 2) 夜間に目覚めたときや朝方のトイレへの移動は、めまいやふらつきの無いことを確認してから歩きましょう。

7. その他

- 1) 患者様の安全確保のために、離床センサーの使用・保護マットの使用・ベッドを柵で囲むなどの対策をさせていただくことがあります。ご理解の上ご協力をお願いします。
- 2) 患者様の状態で、安全上、ご家族の方の付き添いが必要と判断した場合はご協力をお願いすることがあります。

私たちは安心して療養していただけるように看護させていただきますが、安全性を高めるためにはご家族のご協力が欠かせませんので、どうぞよろしくお願いいたします。



何でもご相談ください

9.職員の刺し傷事故に伴う感染症検査に関するお願い

入院中、治療や処置（血液検査・注射・点滴・カテーテル挿入・手術など）を行う際、注射針やメス刃など鋭利な医療器具を使用することがあります。

当院では、針刺し防止機能付きの注射針の使用や職員の予防接種など事故防止に努めておりますが、使用した器具を医療従事者が誤って刺してしまう事故が起きることがあります。

万が一、刺し傷事故が起きてしまった場合、受傷した職員の健康管理のため、早急な感染予防処置が必要となることがあります。適切な予防処置を行うためには、患者様の血液検査が必要となります。そのため、以下の事項にご協力をお願い致します。

社会医療法人 康和会 札幌しらかば台病院
病院長

- * 職員が刺し傷事故を起こしてしまった場合、すぐに患者様の血液検査を行わせていただきます。
 - * 血液検査は、HIV 抗体(エイズウイルス)、HBs 抗原(B 型肝炎ウイルス)、HCV 抗体(C 型肝炎ウイルス)、HTLV-1 抗体(ヒトT細胞白血病ウイルス)の4項目です。
 - * 刺し傷事故発生時、医師より改めて説明させていただきます。
 - * 病状などによりご本人に確認できない場合は、ご家族もしくは代理の方に説明させていただきます。
 - * ご家族もしくは代理の方へすぐに連絡がとれない場合、事後承諾とさせていただきます。
- 検査にご承諾されない場合は、事前に担当医もしくは、看護師へお伝え下さい。
- * 検査にかかる費用はすべて当院で負担させていただきます。
 - * 検査結果に関するプライバシーの保護を厳守いたします。

10. 「限度額適用認定証」のご案内

「限度額適用認定証」を提示すると、1か月(その月の1日から末日まで)の保険適用分の医療費のお支払いが自己負担限度額までとなります。医療費が高額になりそうな時は、入院前に、ご自身の健康保険の窓口で「限度額適用認定証」を申請し、受付へご提示ください。

※月を遡っての申請は原則できませんので、ご注意ください。

※自己負担の上限額は、年齢や所得によって異なります。

【70歳未満の方】

所得区分	区分	自己負担限度額	※多数該当
上位所得者	ア	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
	イ	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
一般	ウ	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
	エ	57,600円	
住民税非課税	オ	35,400円	24,600円

【70歳以上の方】 低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方のみ手続きが必要です

所得区分		自己負担限度額		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	※多数該当
現役 並み 所得者	現役並みⅢ	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	40,100円	44,400円
	現役並みⅡ	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円	
	現役並みⅠ	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%		
一定 以上 所得者	一般Ⅱ(2割負担)	18,000円	57,600円	44,400円
一般	一般Ⅰ(1割負担)			
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ		15,000円	

※「多数該当」とは・・・同一保険証で直近12か月以内に3回高額療養費に該当した場合、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。

【注意事項】

- ・保険診療外の費用(食事代・日用品費・文書料・差額ベッド代等)は自己負担額には含まれません。
- ・同じ月内で保険証が変わった場合は、それぞれに限度額を計算した額のご請求となります。
- ・医療機関ごと、医科・歯科別、入院外来別に適用されます。

◎お手続きの方法などの詳細は、ご自身が加入している健康保険の窓口へお問い合わせください。

11.個人情報保護に関するお知らせ（その1）

個人情報保護に関する当法人の基本方針

当法人は常日頃より患者様・利用者様の視点に立ち、質の高い医療と介護サービスの実現とよりよい患者様・利用者様サービスの提供を目的として、業務を営んでおります。患者様・利用者様の心身の状態に応じて迅速に的確な医療と介護サービスを提供させて頂くためには、患者様・利用者様に関する様々な医療・介護情報が必要です。患者様・利用者様と確かな信頼関係を築き上げ、安心して医療・介護サービスを受けて頂くために、患者様・利用者様の個人情報の安全な管理は必須です。

当法人では、下記の基本方針に基づき、医療・介護情報の管理を行い、患者様・利用者様の個人情報保護に厳重な注意を払っております。

1. 当法人では、個人情報保護に関する法令、国が定める指針、その他規範を遵守し、患者様・利用者様の情報を管理していきます。
2. 当法人では、患者様・利用者様の個人情報を適正に取り扱うために、責任者を置き、職員教育を行っていきます。
3. 当法人では、診療及び病院・介護事業所の運営管理に必要な範囲においてのみ、患者様・利用者様の個人情報を収集しています。
4. 当法人では、患者様・利用者様の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩を防止し、安全対策を実施いたします。
5. 当法人では、一部、検査等を外部の医療施設等に委託する場合があります。その際に、患者様・利用者様の情報をこれらの施設に知らせる必要のある場合があります。この場合、当法人では、信頼のおける施設等を選択すると同時に、患者様・利用者様の個人情報ที่ไม่適切に取り扱われないように契約を取り交わします。
6. 当法人では、患者様・利用者様が継続的に良い医療・介護サービスを受けられるように、診療と介護に関する情報を、病院、診療所、介護施設などに提供する場合があります。また、学会や研究等で医療と介護の発展を目的として情報を利用する場合があります。
7. 当法人では、患者様・利用者様の必要に応じて、医療・介護情報を開示しています。但し、最良の治療・介護の継続に支障をきたすことが考えられる場合は、開示しないことがあります。
8. 個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または以下の窓口をご利用下さい。

【個人情報相談窓口】 事務部長

2023年12月1日

社会医療法人 康和会

理事長 加藤 康夫

11.個人情報保護に関するお知らせ（その2）

当法人は利用者様の個人情報保護に 全力で取り組んでいます

当法人は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。
個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

当法人における個人情報の利用目的

●医療提供

- ▶当法人での医療サービスの提供
- ▶他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▶他の医療機関等からの照会への回答
- ▶患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▶検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶ご家族様等への病状説明
- ▶その他、患者様への医療提供に関する利用

●診療費請求のための事務

- ▶当法人での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▶審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
- ▶審査支払機関又は保険者への照会
- ▶審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▶公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

●当法人の管理運営業務

- ▶会計・経理
- ▶医療事故等の報告
- ▶当該患者様の医療サービスの向上
- ▶入退院等の病棟管理
- ▶その他、当法人の管理運営業務に関する利用

●企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

●医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

●医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

●当法人内において行われる医療実習への協力

●医療の質の向上を目的とした当法人内外での教育症例研究・研修

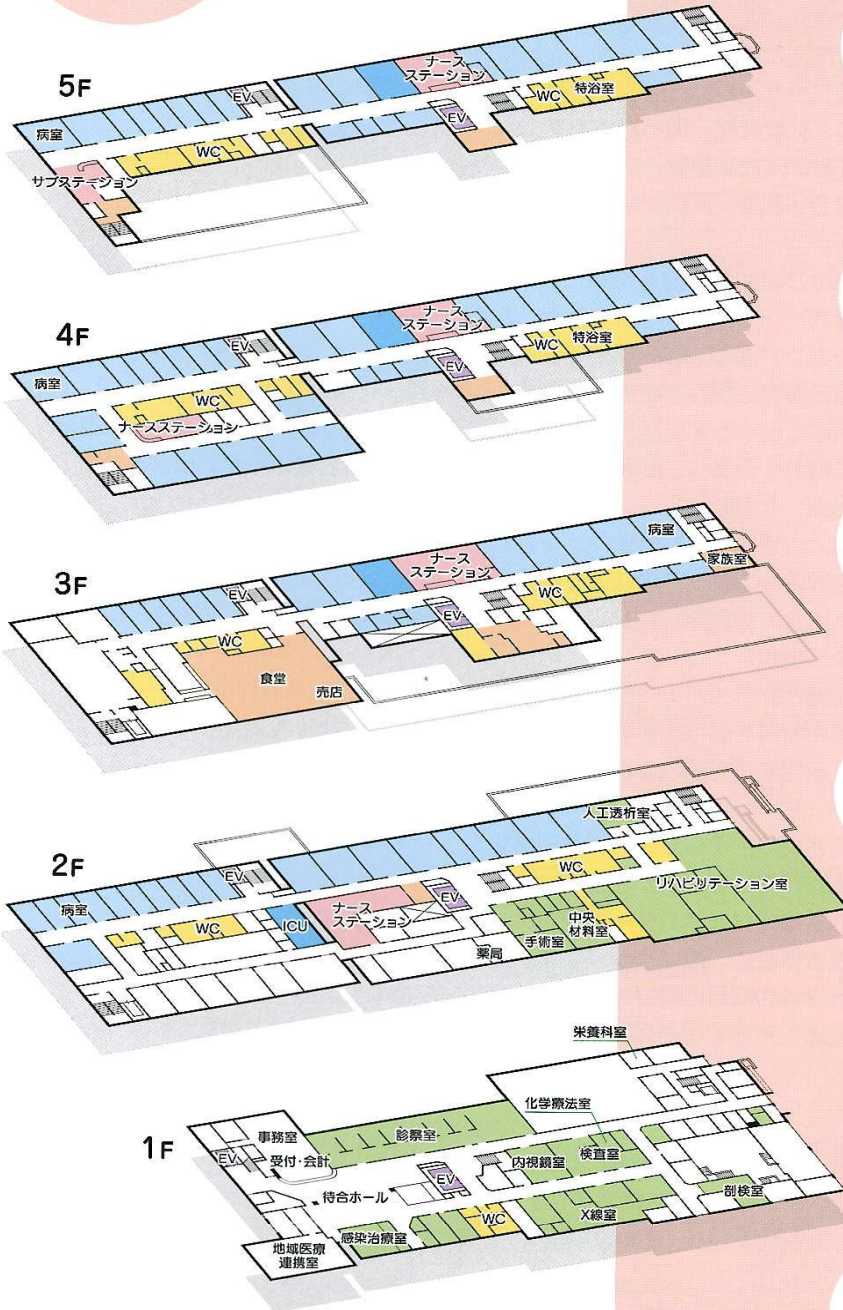
●外部監査機関への情報提供

●当該利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事務所等との連携（サービス担当者会議等）への回答

●ご希望の確認と変更

- 1.治療、外来予約（診察・検査 処理 指導等）や入院予定の変更、療養給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、患者様ご本人に連絡する場合があります。
- 2.外来等での氏名の呼び出しや病室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。
ただし、事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいです。
- 3.上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 4.お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 5.これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。お気軽にお申し出下さい。

施設案内



- 病室
- 診察・検査・治療・リハビリエリア
- 浴室・トイレ・ランドリー
- リラックスエリア(デイルーム他)
- ナースステーション
- エレベーター(EV)

5F

第5病棟 ナースステーション
第6病棟 サブステーション
デイルーム・浴室(一般浴・特殊浴)

4F

第4病棟 ナースステーション
第6病棟 ナースステーション
デイルーム・浴室(一般浴・特殊浴)

3F

第3病棟 ナースステーション
デイルーム・浴室(一般浴)
食堂・売店・家族室

2F

第2病棟 ナースステーション
陽性・疑似床病床
デイルーム・浴室(一般浴)
中央材料室・手術室
リハビリテーション
理学療法室
作業療法室
言語聴覚療法室
物理療法室
人工透析室
管理棟: 医局・薬局

1F

外来受付・発熱外来・総合受付
診察室・検査室・栄養科室
剖検室・内視鏡室・X線室
化学療法室・感染治療室
地域医療連携室・事務室



交通機関のご案内

- **中央バス**
 - 月64 月寒中央駅発 → 平岡営業所行き
 - 64 札幌駅発 → 平岡営業所行き
 - 月寒東3条18丁目下車 徒歩1分
 - 85 86 88 福住駅発
 - 日糧パン前下車 徒歩10分
 - 福51 福住駅発 → イオン平岡
 - 福99 福住駅発 → 東栄通
 - 月寒東3条18丁目下車 徒歩1分
 - 真105 大谷地駅発 ↔ 真駒内駅
 - 東月寒まちづくりセンター下車 徒歩5分
- **地下鉄**
 - 東西線 南郷18丁目駅より タクシーで5分
 - 東豊線 福住駅より タクシーで4分
- **駐車場** 80台完備

社会医療法人 康和会 札幌しらかば台病院

〒062-0052 札幌市豊平区月寒東2条18丁目7-26
TEL(011)852-8866 FAX(011)852-8194

E-mail shirakaba@kouwakai.or.jp

受付時間

- 月～金 9:00～12:00 13:00～16:30
- 土曜日 9:00～12:00
- 休診日 日曜・祝日 ※急患は随時受け付けいたします。

社会医療法人 康和会

- 札幌しらかば台病院
- 札幌しらかば台篠路病院
- 介護事業所
 - サービス付き高齢者向け住宅 しらかばの杜
 - 東月寒総合在宅ケアセンター
 - 複合型居宅介護 しらかば
 - 24時間訪問介護看護 しらかば
 - 訪問看護ステーション しらかば
 - デイサービスセンター しらかば
 - ヘルプステーション しらかば
 - ケアプランセンター しらかば
 - 札幌市豊平区介護予防センター-東月寒・福住
 - 保育園 こどもクラブ しらかば



環境にやさしい病院を目指します。